

## 論点に対する回答

分野	地方公共団体への公金納付のデジタル化
省庁名	厚生労働省
<p>国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金（以下「貴省関係公金」という。）については、経済界より全国共通の取扱いとすべきとの提言がある（参考資料 7 の 30 頁）。</p> <p>これを踏まえ、公金納付者（国民・民間事業者）・金融機関の公金納付における利便性・効率性を向上させる観点から、地方公共団体の事務効率性向上も踏まえ、下記の論点につき回答されたい。なお、回答にあたっては、以下を踏まえたものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● R5/6/1 規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」とそれに関する閣議決定（参考資料 2、3）</li> <li>● 「ローカルルール」の問題に対する「所要の法令上の措置」について、自治事務の観点からの総務省見解など（参考資料 4、5）</li> <li>● 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会議事概要における意見交換（参考資料 8）</li> </ul>	
<p>【論点 1】 R5/10/6 実施方針（参考資料 9）記載の立法措置について「令和 6 年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。」との記載があるところ、貴省の関係する公金に関する本立法措置の概要をご教示いただきたい。</p>	
<p>【回答 1】</p> <p>地方自治法、地方公営企業法を所管する観点から、総務省において、令和 8 年 9 月までに地方公共団体が水道料金、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料含めた公金納付に eLTAX の使用が可能となるよう、令和 6 年通常国会における立法措置に向けて、地方自治法の改正を中心に検討を行っているものとお聞きしている。</p>	

【論点2】 貴省関係公金につき、全ての地方公共団体に対し eLTAX を活用して納付可能とすることについて

(1) 【論点2】の実現に向けた取組として、水道料金についても「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う」ことの可否如何。また、この取組による【論点2】の実現時期如何。この実現時期につき、公金収納開始時期（遅くとも令和8年9月）と同時期とできるか。

(2) 【論点2】の早期かつ確実な実現に向け、貴省関係公金につき全地方公共団体に eLTAX による公金収納を義務付けることを法令で規定すること、またその時期を本件の立法措置と合わせ令和6年とすることも考えうるが、これらの可否如何。また費用対効果の観点からの問題点（もしあれば）及び対応策如何。

【回答2】

(1) 水道事業者に eLTAX を活用した納付を行うよう通知により技術的助言を行うことは可能。水道料金の徴収方法について条例で定めている場合は条例の改正が必要となる等、個々の水道事業者により状況は異なると考えられることから、それに要する期間を見込むことは困難。

(2) (水道料金について)

水道法には水道料金の徴収方法に関する定めはないため、全地方公共団体に eLTAX による公金収納を義務づけることを規定することは困難である。

費用対効果の観点からは、水道事業は、実施主体が公営企業であり、システムやネットワークが普通会計に属する公金とは別に、独立採算の原則の下で独自に構築されており、これらのシステムやネットワークの整備費用が必要となる。

一方、現状、多くの水道事業者において、口座振替、クレジットカード払い、スマートフォン決済等、窓口以外の多様な支払い方法が既に導入されており、eLTAX による収納を義務づけることによって発生する利用者の便益は、水道事業者によって様々であると考えられる。

(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料について)

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の業務については、標準化対象事務(※)であることから、業務の標準仕様書においてeLTAXを活用して公金の収納を行うことができることを機能要件として規定することにより、全団体で対応がなされることになるため、法令で義務付けを行うことは不要であると考えている。

(※) 国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の各業務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づく標準化対象事務であり、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)の利用が義務付けられている。

(※) 地方税においても、eLTAXによる公金収納を法令上義務付けておらず、情報提供や技術的助言により対応しており、同様の対応を想定。